提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

令和5年度にんしんSOSヨコハマ運営等業務 一式

2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

概算業務価格(上限)は約4,000万円(税込)です。

なお、提案書提出時には参考見積書(要領-10-1及び10-2)を提出するものとします。 本提案に対し、本市に提出する資料について、押印の必要はありません。

3 提案資格

次に掲げる条件の(1)から(4)を満たすものとします。

- (1) 横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等)において次のいずれかの 種目及び細目の登録を認められている者であること。
 - (ア) 種目「345:事務・業務の委託」の細目「F コールセンター等」
 - (イ) 種目「350: その他の委託等」の「コールセンター」
 - (ウ) 種目「350: その他の委託等」の「相談」
- (3) プロポーザル参加意向届出書の提出期限から受託候補者特定の日までの間のいずれの日に おいても、横浜市指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の「プライバシーマーク」の認証または、国際規格「ISO27001」を取得していること。

4 参加に係る手続き

本件において提案書の提出を希望する場合は、次により参加意向申出書(様式1)の提出をお願いします。

書類作成の際には、横浜市WEBサイト「事業者向け情報>入札・契約>各区局発注>こども 青少年局の本プロポーザルに係るWEBページ」からダウンロードして記入し、提出してください。また、本プロポーザルの提案資格の審査及び確認のために、書類の追加提出を求める場合が あります。

資格審査結果については、申出者全員に通知します。

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書(様式1)

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の「プライバシーマーク」の認証または、国際規格「ISO27001」を取得していることが確認できる証書の写し

(2) 提出期限

提出期限 令和5年1月27日(金)午後5時まで(必着)

(3) 提出先

横浜市こども青少年局地域子育て支援課 担当 井部、高瀬 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50番地の 10 横浜市役所 13階 電話番号: 045-671-2455

電子メールアドレス: kd-ovakohoken@city. vokohama. jp

(4) 提出方法

ア 電子メール (ただし、電子メール送付後、電話により受信確認を行ってください。)

イ 郵送又は持参(データ容量等の理由により、メールでの提案書の提出が困難な場合) なお、持参の場合は、平日午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間に、こども 青少年局地域子育て支援課(横浜市役所13階)において、職員に手渡してください。

郵送の場合は、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。また、発送 後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

(5) 提出部数(紙の場合)

1部

5 参加資格確認結果の通知及びプロポーザル関係書類提出要請書の交付

参加意向申出書を提出した者について、提案者の資格を満たすものであるかを確認し、参加意向の申出者全員に対して、令和5年2月3日(金)までに、参加資格確認結果通知書(様式2)を電子メール(Word、PDF等のデータ)で交付します。

なお、提案資格があることが確認できた場合は、併せてプロポーザル関係書類提出要請書(様式3)を交付します。

6 質問書の提出

参加資格を有し提出要請書を受理した者(以下「参加予定者」という。)が、本要領等の内容について疑義を抱く場合は、次により質問書(要領-12)の提出をお願いします。質問内容及び回答については、参加予定者全員に通知します。

なお、質問事項のない参加予定者においては、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

令和5年2月8日(水)午後5時まで(必着)

(2) 提出先

4(3)と同じ

(3) 提出方法

電子メール (ただし、電話により着信確認を行ってください。)。

(4) 回答日及び方法

令和5年2月13日(月)(予定)

市WEBサイトへ掲載します。

(5) その他

電話等での問い合わせには応じません。質問内容が明確になるように記載してください。

7 提案書の内容

- (1) 提案書は、別添様式及び下記要領に基づき作成してください。
- (2) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

ア 提案書

項目	説明	様式
提案書	表紙	様式5
法人の概要	法人設立の目的、理念、主な活動を記載してください。	要領-1
事業実績	本業務と同様及び類似する相談対応実績を記載してくだ さい。(過去3年間まで)	要領-2
事業に対する考え方	妊娠・出産に関する悩み及びそのことに悩んでいる人への 支援に対する法人としての考え方を記載してください。 本事業の目的を達成するために、どのような段階を踏んで 実施するかを記載してください。	要領-3
具体的な実施内容	本事業の実施内容(電話相談、メール相談、SNS相談、 広報活動、事業実施)について、具体的な取組を記載して ください。	要領-4
職員育成方針	職員育成方針と、それを職員に浸透させるための取組及び 研修について記載してください。	要領-5
令和5年度事業計画	令和5年度の事業計画と実施スケジュールを記載してく ださい。	要領-6
配置予定スタッフの 名簿及び経歴	配置予定のスタッフの名簿及び経歴を記載してください。	要領-7
バックアップ体制	不足の事態等があった場合などに、法人としてどのような バックアップ体制をとるか記載してください。	要領-8
個人情報保護	個人情報保護に関する法人としての考え方、研修の実施等 取組の状況を記載してください。	要領-9
収支予算書(参考見積 書)	令和5、6年度の参考見積書を記載してください。	要領-10
提案書の開示に係る 意向申出書	提案書とは、別に1部提出してください。	要領-11

イ 添付資料 (様式の指定はありません。)

提案書評価基準における「ワーク・ライフ・バランスに関する取組」の状況を示す資料として、次のとおり有効期間内の資料を提出してください。該当が無い場合は、資料の提出は不要です。

対象	提出資料	
①次世代育成支援対策推進法による認定(くる	①「基準適合一般事業主認定通知書の写し」又	
みんマーク、プラチナくるみんマーク)の取得、	は、「基準適合認定一般事業主認定通知書の写	
又は、	LJ	
②女性の職業生活における活躍の推進に関する	②「認定通知書の写し」	
法律に基づく認定(えるぼし)の取得、又は	③「認定通知書の写し」又は「認定証の写し」	

③青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく 4 「認定通知書の写し」 ユースエール認定の取得

④よこはまグッドバランス賞の認定の取得

- ※①~④のうち、複数該当する場合は、全ての提出資料を提出してください。
 - ウ 提案書評価基準における「障害者雇用に関する取組」として、最新年度の障害者雇用状況報 告書(「事業主控」の写しを提出してください。
 - エ 提案書評価基準における「健康経営に関する取組」として、健康経営銘柄、健康経営優良 法 人を取得している場合は「認定証の写し」を、横浜健康経営認証を受けている場合は「認証通 知書の写し」を提出してください。該当が無い場合は、資料の提出は不要です。
 - (3) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。
 - ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。
 - イ 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能ですが、事業の内容が具 体的に表現されたものは認めません。
 - ウ 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる 範囲で記述してください。
 - エ 多色刷りは可としますが、モノクロ複写時に認識できる色・網掛け等を設定してください。
 - オ 各ページの下中央にページ番号を表示してください。

8 提案書の提出

- (1) 提案書の提出
 - ア 提出書類

7(2)ア及びイのとおり

- イ 提出先 4(3)と同じ
- ウ 提出期限 令和5年2月21日(火)午後5時まで(必着)
- エ 提出方法 4(4)と同じ
- (2) その他

所定の様式以外の書類については受理しません。要領1~10には、社名等、一瞥して作成者 が判明するものは、記載しないでください。

9 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 令和5年2月下旬
 - 詳細日時、実施場所等については、提案書をご提出いただいた後に、別途お知らせします。
- 3名以下(原則として、総括責任者及び担当予定職員の出席をお願いします。)
- (3) 所要時間 説明時間として、1者20分程度を想定しています。この時間とは別に、質疑応答 を行います。
- (4) 内容 事前にご提出いただいた提案書を使用して、プレゼンテーションを行っていただ きます。

なお、事業者名は伏せて実施します。

10 審査及び評価

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	こども青少年局第一業者選定委	にんしんSOSヨコハマ運営等
	員会	業務に係るプロポーザル評価委
		員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者	プロポーザルの評価に関するこ
	の特定に関すること	ک
委 員	こども青少年局	こども青少年局
	・局長	・こども福祉保健部長
	·副局長(総務部長)	• 総務課長
	• 青少年部長	・地域子育て支援課長
	・保育・教育部長	・地域子育て支援課親子保健担当
	・こども福祉保健部長	課長
	• 総務課長	・こどもの権利擁護課長
	• 企画調整課長	
	・その他委員長が必要と認める者	

(2) 評価

「提案書評価基準」の評価項目により、にんしんSOSョコハマ運営等業務に係るプロポーザル評価委員会に係るプロポーザル評価委員会が評価を行い、最も得点の高い提案者を第一順位とします。

最高得点者が複数のときは、その中で最も「提案書評価基準」の評価項目「5 妊娠・出産に関する悩みに対する考え方」及び「6 事業実施の考え方」に係る提案の合計得点が最も高い提案者を第一順位とします。上記の方法によりなお、第一順位が決定しない場合は、評価委員の多数決により、第一順位を決定します。それでも決しない場合は、委員長が決定します。

11 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 無効となるプロポーザル
 - ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合 しないもの
 - ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - カ 虚偽の内容が記載されているもの
 - キ 本プロポーザルに関して本要領第10項(1)に定める委員会委員との接触があった 者
 - ク ヒアリングに出席しなかった者
 - ケ 本要領第3項に定める提案書提案者の資格を満たさない者が提出したもの
- (3) 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、受託候補者としてプロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5

時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた 者に対し書面により回答します。

(4) 契約の条件

この契約は、令和5年度横浜市各会計予算が令和5年3月31日までに横浜市議会において 可決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定するものとします。

(5) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(6) 契約書作成の要否要する。

- (7) プロポーザルの取扱い
 - ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものと します。
 - イ 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。 ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあ ります。
 - ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を 作成することがあります。
 - エ プロポーザルの提出後、本市の判断で補足資料の提出を求めることがあります。
 - オ プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、財政局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会において特定を見合わせることがあります。
 - カ 提出された書類は、返却しません。

(8) その他

- ア プロポーザルに記載した配置予定者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変 更することはできません。
- イ プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用 することはできません。
- ウ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務において は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- エ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- オ 特定されたプロポーザルを提出した応募者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。

なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

- カ 参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止の措置を受けた場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託 候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。
- キ 受託候補者の特定の日に、令和3・4年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿へ登載が されていない場合は、受託候補者として特定されません。